

『相模原市建築工事標準単価積算基準』

【令和 7 年 1 0 月改定部分 対比表】

※年度の修正など内容の改定がないものは、対比表への記載は、ありません。

相模原市技術監理課

相模原市建築工事標準単価積算基準の改定について	P 1 第 1 編 総則
改 定	現 行
第 1 編 総則 4 単価及び価格の適用 単価及び価格の適用については、第 2 編～第 5 編によるほか次による。 (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。 (2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。 (3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。 (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。 (5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。 (6) 製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する<u>見積書の構成及び見積書の内容</u>は、「公共建築工事見積標準書式」を参考とし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。 ※第 2 編から第 5 編は、<u>公共建築工事標準単価積算基準（官庁営繕関係統一基準）</u>による	第 1 編 総則 4 単価及び価格の適用 単価及び価格の適用については、第 2 編～第 5 編によるほか次による。 (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。 (2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。 (3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。 (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。 (5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。 (6) 製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する<u>書式</u>は、「公共建築工事見積標準書式」を参考とし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。